

東日本旅客鉄道労働組合
東京地方本部
執行委員長 中山貴宏殿

2019年 7月27日
東日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員長 山口浩治



東京地方本部からの調査委員会設置に対する回答

東京地方本部からJR東労組第38回定期大会での執行委員長あいさつならびに総括答弁に対する調査委員会の設置要請に関し、第32回定期大会から第33回臨時大会までの経過の調査を求められましたが、中央執行委員会で議論した結果、調査委員会の設置をすることに至りませんでした。その理由は、東京地本第33回定期大会で当時の山口書記長の来賓挨拶や本部感想で議論したか否かの問題ではなく、問題は東京地本がJR東労組第32回定期大会の決定事項を逸脱したことです。

問題の核心は全地本委員長会議（2016.10.8）で吉川委員長（当時）が「6月の大会時点で、スト権を確立するということまで言いきってはおりません」と認めているようにJR東労組第32回定期大会ではスト権を確立してたたかう方針は決定されておらず、当然にも東京地本以外の11地本は各地本大会でスト権確立の提起は行っていません。

東京地本のみがJR東労組第32回定期大会決定事項を逸脱し、JR東労組東京地本第33回定期大会においてスト権確立を前提とした方針を決定したことに対し、その経過について明らかにします。

I 施策を検証し強固な運車組織をつくり出す緊急集会（2016.6.10）

JR東労組第32回定期大会の2日前、集会で東京地本鳴海委員長（当時）は以下のように問題提起をしています。

「6月12日～13日に八王子地本の準備で、JR東労組本部の第32回定期大会が開催されます。その本部大会の討議で重要なテーマは、来年の17春闘に向けて、格差ベア反対でストライキ権を確立してたたかう方針の確立です。12地本が足並みをそろえていくことが重要ですが、スト権を確立する意味について少しだけ話をします。

スト権を確立するということは、同時に回答指定日が問題になると考えて下さい。私たちは、なぜスト権を確立してたたかうとしているのか。その理由の第一は、ベアに格差はつけるべきではないということです。ベアは生活の維持向上分だと考えているからです。それから第二には、この3年間の労使交渉を見て下さい。本部が連合やJR総連の方針に沿って、労働側の求める集中回答日に回答指定日を設定しますが、経営側は回答指定日を大幅に超えて回答しています。これでは「回答指定日とは何なのか」ということになります。回答指定日を無視しています。つまり、経営側の姿勢は「賃金を出してやる。だから従え」というような姿勢です。服従の労使関係がめざされていると言えるものです。したがって、スト権を確立した場合に、回答指定日に満足な回答が得られない場合があります。その時、どうたたかうかという問題です。それから、

回答指定日に回答しないこともあります。

つまり、スト権を確立しているわけですから、そういう場合にはストライキを行使するというのが一般的です。ですから、スト権を確立するということは、ストライキを行使できる職場体制を構築するということです。私は少なくとも、満足な回答が得られない時は「指名ストライキ」に入ることができる職場を構築しなければならないと考えます。また、非協力闘争ということも戦術的に考えないといけません。超過勤務に応じないとか、休日出勤には応じないとか。そういう非協力闘争の戦術についても議論し、行使できる職場を構築していかなければなりません。」

この問題提起の中の「スト権確立」と「回答指定日」の問題がJR東労組第32回定期大会で大きな課題として議論されていきます。

Ⅱ JR東労組 第32回定期大会（2016.6.12～13）

- ① 東京地本阿部書記長（当時）は、「東京地本は、格差ベアに絶対反対です。17春闘は、格差ベアの是正に限定し「スト権」を確立して、たたかうことを本部に要請します。3月10日の第11回執行委員会、及び、東関東協議会第3回幹事会で、会社が「格差ベアを貫く」のであれば、17春闘でスト権批准一票投票を行い、格差ベアの是正を求め「スト権」を確立してたたかう方針を打ち出し、各支部、分会で機関決定をしています。」

「スト権を確立する場合、同時並行的に考えるべきことは、回答指定日に満足な回答を得られない場合、そして経営側が回答指定日を守らない場合にどうするかです。少なくとも、指名ストを戦術として行使することや、36協定・時間外協定は拒否するなどの非協力闘争の戦術を、そういう戦術を行使できる職場体制を構築していかなければなりません。」と発言。

- ②その発言を受け、吉川委員長（当時）は総括答弁5分前に柳書記長（当時）へ以下の投げかけを行いました。

吉川委員長 東京地本の阿部書記長が17春闘はスト権を確立して闘うべきと発言し、各地方もそれを支持する発言をした。会場はスト権を確立するムードになっている。さっき、昼食休憩の際に三役の意見をもらったが、おおかたスト権を確立して闘うべきという意見だった。だから、17春闘はスト権を確立して闘うと答弁してくれ。

柳 書記長 そんなことはどこでも決めていません。まして、いろんな地本の実情を抱え出来るわけがない。もう少し時間をかけるべきです。

吉川委員長 時間がない。いいからスト権を確立すると答弁してくれ。

柳 書記長 無理です。そんなことは決めていません。

吉川委員長 ならばトーンを上げてくれ。また、回答指定日に必ず会社から回答を出させると期限を区切ってくれ。そして、具体的なたたかい方については定期中央委員会で決定すると答弁してくれ。

後日、柳書記長が三役に確認したところ、吉川委員長以外の三役は「17春闘でスト権を確立してたたかうべきとの発言があったが、いくらなんでも出来ない。でも、できないとは答弁できないから、委員長から書記長にうまく話をしてください」というのが本当のやりとりでした。

③ 吉川委員長（当時）とのやりとりを経て、柳書記長（当時）が総括答弁を行いました。

「役員の私たち自身が退路を絶って、労働三権とスト権議論を全組合員と実践的におこなうこととします。そして、スト権を確立できる組織と、ストを打てる組織をつくり出すためにたたかい抜くこととします。また、回答指定日に必ず会社からの回答を出させなければなりません。そのために、秋のたたかいから全職場で個別総対話行動を基礎に「格差ベア反対の一票投票」を実施していくこととします。なお、その力を背景に具体的なたたかい方については別途定期中央委員会で議論していくこととします。」

この総括答弁について、現ＪＲ総連の柳書記長は、「ＪＲ総連 2019 年旗開き（2019.1.9）」の基調報告にて、以下のように述べています。

「委員長がスト権確立にこだわったので、「模擬のスト権批准一票投票」という「模擬」という言葉は使えないと判断し、その一方でどこでも議論していない「17 春闘でスト権確立」ということも言えないので、その両方の言葉を避け、「全職場で個別総対話行動を基礎に格差ベア反対の一票投票を実施していく」と述べ、「スト権確立」とまでは行かないまでも、あくまで「格差ベア反対の一票投票」を行い、全職場の組合員が反対の意志を明確にすることを求める答弁を行いました。ですから、はっきりさせておきますが、私は「17 春闘でスト権を確立してたたかう」とは答弁していません。逆に言えば、17 春闘ではスト権を確立しないというのが私の答弁であり、労働組合としての最高の方針決定機関である大会決定は「スト権を確立しない」というのが組織決定ということになります。」

Ⅲ ＪＲ東労組東京地本 第 33 回定期大会 （2016.6.26～27）

東京地本鳴海委員長挨拶にて、「今年のＪＲ東労組本部第 32 回定期大会では「格差ベアに反対し、スト権を確立してたたかう」ことが決定されました。（東京地本新聞より抜粋）」と 17 春闘方針が提起され決定されました。

ここで、ＪＲ東労組本部第 32 回定期大会で決めていないスト権を確立してたたかうことが決定されました。

*東京地本から指摘のあった本部山口書記長（当時）の来賓挨拶での「本部大会でそういうことは決めていません」との発言は言った本人はのみならず、一緒に参加している中執も聞いていることを付言しておきます。

Ⅳ 第 1 回書記長・組織部長・業務部長会議 （2016.8.2）

2016 秋のたたかいの問題提起が行われました。

《スローガン》「総対話行動」を全てのたたかいの柱に据え、全組合員の力で安全と働きがある職場と平和な社会を実現しよう

《たたかひの課題》

1、2017 春闘勝利！「格差ベア」を打ち破り、鉄道業に相応しい賃金を実現するために、「労働三権」の議論を深め、「一票投票」と「アンケート」の取り組みを強化する

(1) 2016 春闘は「JR総連春闘」と位置付け、「格差ベアに終止符を打つ」と方針化

⇒2017 春闘は「格差ベアを打ち破る」とし、格差ベア反対をより鮮明に！

⇒「人事・賃金制度見直し」の検証運動を展開する（詳細は専門部長会議）

(2) 職場を主戦場にして闘いを構築する

⇒「格差ベア反対」「労働三権」の議論を総対話行動で展開する

⇒格差ベア反対の一票投票、アンケートの実施

(3) 労使共同宣言の精神に基づき、交渉力を高め「全組合員一律ベア」を実現する

⇒回答指定日にこだわり、有額回答を引き出す

*中央本部は、この時点では、JR東労組第32回定期大会での総括答弁通り、スト権確立ではなく「格差ベア反対の一票投票」という提起を行っています。

V 全地本委員長会議 (2016.9.24～25)

東京地本宮澤委員長(当時)が17春闘について①具体的に全分会でスト権一票投票を提起し確立して定中に臨んでいく。②11月17日の拡大全支部代表者会議で一票投票を提起することを発言しました。

東京地本宮澤委員長(当時)のみが17春闘に向けスト権を確立してたたかうべきと発言するが、議論の主議題は参議院選挙のため、時間がなく再度議論となりました。

VI 全地本委員長会議 (2016.10.8)

吉川委員長(当時)は以下のように提起を行いました。「この答弁(第32回定期大会での柳書記長答弁)によって、スト権を確立してたたかうというような、方向性については確認はできるのですが、6月の大会時点で、スト権を確立するということまで言い切ってはおりません。しかし、この認識でスト権を確立してたたかうという認識が中央本部の中であるということや…大会の方針としてはスト権確立とまでは言い切っていないというようなことがあって…」

「本部としては、すでに各地方の秋のたたかひの中で、運動的に進んでいるところと、これからのところとあると思いますが、全組合員に対するアンケートの実施や、一票投票をやるということはすでに意思統一がされていると思います。従って、そのトーンを少し上げて頂いて、同盟罷業の実施にあたっての意思確認を全組合員に行っていきたい。同盟罷業の実施にあたっての意志確認、要するに、格差ベア反対ということは、ほぼ、多くの組合員が認識にありますが、そのため同盟罷業を実施して、つまりスト権を確立してたたかうか否かという意味確認を行っていきたい。」

この問題提起の後、スト権の確立に積極的な意見や消極的な意見の両方が出されました。そして、議論の最後、宮澤委員長(当時)から、「実質批准一票投票と同じと認識して私はいいのじゃないかと思います。」と述べ、吉川委員長(当時)から「そういう方向でいきたいと思います」と

議論になり、本部の提起が承認されました。

この全地本委員長会議では、①JR東労組第32回定期大会でスト権を確立するまでは言い切っていないこと②スト権確立を巡る認識は合っていないので、ストライキ実施にあたっての意思確認を本部の指令による一票投票で行う方向が確認されました。つまり、吉川委員長（当時）が主導し、東京地本の大会決定を追認する方向性を打ち出したのです。

Ⅶ 結論として

JR東労組第32回定期大会後に開催された、東京地本第33回定期大会で「格差ベアに反対し、スト権を確立してたたかう」ことが決定されたことや回答指定日に満足な回答が得られない場合、東京地本は直ちに指名ストライキに入り、非協力闘争の戦術行使が出来る職場体制を構築するという17春闘方針の決定は、規約第27条「各組織および機関は、大会、中央委員会で決定された方針を実践しなければならない。これに反する決定は無効とする。」に違反しています。この方針を指導した東京地本鳴海元委員長の指導責任は重大です。

中央本部内で「指名スト」なる戦術が初めて提起されたのは2018年1月16日に行われた第1回中央闘争委員会での吉川委員長（当時）の挨拶です。それまで本部内で議論にもなっていない「指名スト」戦術は2016年6月のJR東労組第32回定期大会以前から、東京地本鳴海委員長（当時）が提起し、吉川委員長（当時）によって本部で全体化されていったことがわかりました。

また、経過を見てわかるように、JR東労組第32回定期大会以前から具体的戦術行使方針を構想し、本部大会で確立出来なかったスト権を確立するために、大会決定を認識の違いとして全地本委員長会議でひっくり返すという組織運営に反することが行われていました。

当時、中央本部や他の地本は東京地本が闘いをリードしたという感覚でした。違和感がありながら十分な組織討議ができず、また、2017春闘の過程においてもいくつかの地本や組合員からスト権の確立に異議が述べられても、その声に耳を傾けず、格差ベア永久根絶のたたかいに邁進していきました。

今回の調査委員会の設置要請における経過を議論している中において、東京地本鳴海元委員長の指導責任の問題が言及され、中央執行委員会は改めて、規約第27条違反を確認すると共に、組織混乱の端緒となった規約違反の指導方針は18春闘における組織混乱の根源であり、その指導責任は重大だという結論になりました。

経過を正しく認識し、その反省に立つことでしか組織の信頼の回復は成し得ません。貴地方本部にはそのことを重ねて申し述べます。また、調査委員会設置要請は中央本部に相談もなく公表をされてしまいましたので、中央本部は組織混乱を助長させないために、関係する機関での職場討議としてこの回答書を活用して頂くことを要請します。

以上、調査委員会設置要請に対する回答と致します。

以上